



熊本県公報

号外 第 3 6 号

平成 27 年 6 月 30 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令

- 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… (税務課) 1

訓 令

熊本県訓令第 2 2 号

本庁各部 (公室・局) 課 (センター)
各 地 方 出 先 機 関
熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 7 年 6 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令
熊本県税事務取扱規程 (昭和 4 7 年熊本県訓令第 9 号) の一部を次のように改正する。
第 1 4 3 条に次の 2 項を加える。
- 前項の規定にかかわらず、広域本部長等が必要と認める場合は、徴税吏員は、同項の規定による滞納整理カードへの徴収の状況の記載に代えて電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては識別することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) に徴収の状況を記録する等同項に規定する取扱いと異なる取扱いをすることができる。
 - 前項の規定の適用に関し必要な事項は、別に定める。
第 1 4 9 条第 1 項第 3 号を次のように改める。
(3) 滞納整理カード (第 1 4 3 条第 3 項の規定により同条第 2 項に規定する取扱いと異なる取扱いをする場合にあっては、別に定める書類)
別記第 1 3 4 号様式 (その 1) (裏) 中「処分の経過」を「徴収の状況」に改め、同様式 (その 2) (表) 中「更訂額」を「更訂後税額」に改め、同様式 (その 2) (裏) 中「処分の経過」を「徴収の状況」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。